



盛岡市プレスリリース

～憲法は知って守って生かすもの～

令和7年4月21日
総務部 総務課

市政記者クラブ加盟社 各位

令和7年度（第47回）憲法記念講演会の 開催について

盛岡市では、憲法週間に当たり、市民の皆様を対象とした憲法記念講演会を開催します。
この講演会は、毎年5月1日から7日までの憲法週間にちなんで、市民のみなさんに憲法に対する関心を高めていただくため、開催しているものです。

記

【日 時】令和7年5月9日（金）14時00分から16時00分まで

【場 所】プラザおでって3階 おでってホール（中ノ橋通一丁目1-10）

【演 題】「子どもの権利が認められる社会・学校とは何か？」
～こども基本法の理念を踏まえて～

【概 要】 国連「子どもの権利条約」が1994年に日本で批准されて約30年。この「子どもの権利条約」の精神を反映したのが2024年4月に施行された「こども基本法」です。今、あらためて子どもの権利とは何か？ 子どもを権利主体として認めるとはどのようなことなのか？ 現在の学校、家庭、社会において、大人はどのように子どもを理解し、どのように子どもと関わるのが求められているのか？ 皆さんとともに考えてみましょう。

【講 師】岩手大学教育学部 教授 田代^{たしろ} 高章^{たかあき} 氏

【スケジュール】

14:00 開 会
14:01 市長あいさつ
14:06 講 演
16:00 閉 会

【対 象】市民等
【定 員】先着200名
【費 用】入場無料
【主 催】盛岡市

【問い合わせ先】

盛岡市 総務部 総務課 総務係
担当：佐藤（さとう）、東（ひがし）
TEL：019-626-7513（総務係直通）